

議案第38号

壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に鑑み、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものである。

## 壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の定年等に関する条例（平成16年壱岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第2条中「3月31日」の次に「（以下「定年退職日」という。）」を加える。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」

を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事

由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第10条第1項（壱岐市水道事業職員の給与に関する条例（令和元年壱岐市条例第18号）第3条において準用する場合を含む。）に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理

監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運

営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算

して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退

職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

### (定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年壱岐市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年

度の初日である場合は、当該年度の前年度) ) において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

### (勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の壱岐市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の壱岐市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同

じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を

定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3

年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）

第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組

合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情

報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当

該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に



設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時

間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

## 議案第39号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙の  
とおり定める。

令和4年9月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、定年引上げ後の関係条例について、  
所要の改正を行うものである。

## 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年壱岐市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(壱岐市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 壱岐市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年壱岐市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例（平成29年壱岐市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 壱岐市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第

1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条中「この条及び次条において」を削り、同条の表中

「

第5条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」と

		<p>いう。) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)</p>
第22条第1項	支給する	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前</p>

		5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする
第22条第4項	第2項	壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号。以下「育児休業条例」という。）第16条
第22条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場

		合は、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額とする
第25条	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等

」を

「

第15条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」とい
------------	---------------	--



		う。)
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする
第22条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市

		<p>条例第31号) 第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
第25条	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等

」に

改める。

第18条の表を次のように改める。

第5条第1項、第2項 及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短

		時間勤務職員」とい う。)
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、任 期付短時間勤務職員が 第1号に掲げる勤務で 正規の勤務時間を超え てしたもののうち、そ の勤務の時間とその勤 務をした日における正 規の勤務時間との合計 が7時間45分に達す るまでの間の勤務にあ っては、同条に規定す る勤務1時間当たりの 給与額に100分の1 00（その勤務が午後 10時から翌日の午前 5時までの間である場 合には、100分の1 25）を乗じて得た額 とする
第22条第5項	要しない	要しない。ただし、当 該時間が壱岐市職員の 育児休業等に関する条

		<p>例（平成16年壱岐市条例第31号）第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
第25条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第26条第2項	第5条、第11条から 第14条まで及び第1 6条から第18条まで	第11条から第14条 まで及び第16条から 第18条まで
	定年前再任用短時間勤 務職員	任期付短時間勤務職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第12項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員及び短時間勤務職員に関する読替え)

6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第12項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定

により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、  
壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「運賃等相当額」を「運賃相当額」に改め、「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第22条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第25条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第2項中「第11条」を「第5条、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第33条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 壱岐市職員の定年等に関する条例（平成16年壱岐市条例第26号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 壱岐市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員が受ける給



料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
-----	--	------	------	------	------	------

再任用 短時間 勤務職 員	月額	月額	月額	月額	月額
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第4医療職給料表（2）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第4医療職給料表（3）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第4医療職給料表（4）再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

(壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 壱岐市職員等の旅費に関する条例（平成16年壱岐市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(壱岐市職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 壱岐市職員の再任用に関する条例（平成28年壱岐市条例第25号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律

第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項

(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは

第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第26

1号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される壱岐市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10

条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される壱岐市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の壱岐市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第8条の2、第15条第2項、第22条第2項及び第25条の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第30条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第33条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 壱岐市職員の給与に関する条例第5条、第11条から第14条まで及び第16条から第18条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第12項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

## 議案第40号

### 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月7日提出

壱岐市長 白川博一

#### (提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関し、所要の改正を行うものである。



## 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「第2条の4の規定に該当する場合にあつては、」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とし、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の

初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の

期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第41号

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第57条中「前条第2項」を「同条第2項」に、「、「交付し」を「、「交付しなければならない。」に、「通知し」を「通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第57条の規定により読み替えて適用する新条例第56条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども

も・子育て支援をいう。以下この項において同じ。) について適用し、同日  
前に行われた特定子ども・子育て支援については、なお従前の例による。



令和4年度

一般会計補正予算書

(第7号)

老岐市



## 議案第 4 2 号

### 令和 4 年度老岐市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度老岐市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 242,242 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,735,516 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

老岐市長 白 川 博 一



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,616,467	59,784	9,676,251
	1 地方交付税	9,616,467	59,784	9,676,251
15 国庫支出金		3,009,385	161,556	3,170,941
	1 国庫負担金	1,752,367	54,594	1,806,961
	2 国庫補助金	1,248,762	106,962	1,355,724
16 県支出金		2,433,994	△28,964	2,405,030
	2 県補助金	1,616,550	△28,964	1,587,586
18 寄附金		505,101	5,000	510,101
	1 寄附金	505,101	5,000	510,101
21 諸収入		213,398	20,166	233,564
	4 雑入	182,562	20,166	202,728
22 市債		2,083,900	24,700	2,108,600
	1 市債	2,083,900	24,700	2,108,600
歳入合計		23,493,274	242,242	23,735,516

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		139,064	5,449	144,513
	1 議会費	139,064	5,449	144,513
2 総務費		4,417,274	△30,379	4,386,895
	1 総務管理費	4,050,059	△14,333	4,035,726
	2 徴税費	218,002	△9,993	208,009
	3 戸籍住民基本台帳費	77,324	△4,338	72,986
	4 選挙費	50,689	△3,011	47,678
	6 監査委員費	19,069	1,296	20,365
3 民生費		6,210,157	35,213	6,245,370
	1 社会福祉費	3,316,366	37,219	3,353,585
	2 児童福祉費	2,058,453	1,531	2,059,984
	3 生活保護費	829,975	△3,556	826,419
	4 国民年金費	4,863	19	4,882
4 衛生費		2,292,267	157,147	2,449,414
	1 保健衛生費	1,258,503	105,098	1,363,601
	2 清掃費	1,033,764	52,049	1,085,813
5 農林水産業費		2,168,943	20,400	2,189,343
	1 農業費	1,218,410	14,766	1,233,176
	2 林業費	50,117	622	50,739
	3 水産業費	900,416	5,012	905,428
6 商工費		613,385	284	613,669
	1 商工費	613,385	284	613,669
7 土木費		1,493,516	35,339	1,528,855
	1 土木管理費	126,452	△1,874	124,578
	2 道路橋りょう費	814,022	31,100	845,122
	3 河川費	56,231	200	56,431
	5 都市計画費	27,638	3,700	31,338
	6 下水道費	138,852	2,213	141,065
8 消防費		693,677	△761	692,916
	1 消防費	693,677	△761	692,916
9 教育費		2,046,306	14,550	2,060,856
	1 教育総務費	222,924	7,207	230,131
	2 小学校費	399,174	2,000	401,174

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費	3 中学校費	313,264	5,964	319,228
	4 幼稚園費	215,563	624	216,187
	5 社会教育費	574,259	△2,882	571,377
	6 保健体育費	105,383	356	105,739
	7 学校給食費	215,739	1,281	217,020
12 諸支出金		47,268	5,000	52,268
	1 公営企業費	47,268	5,000	52,268
歳出合計		23,493,274	242,242	23,735,516

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域情報通信推進事業	21,120
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター復旧工事	42,482
合 計			63,602



第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	269,000	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	295,400	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	547,200	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	535,000	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総 務 債	131,300	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	131,400	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
民 生 債	58,500	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	66,300	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消 防 債	27,300	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	29,900	証書借入	年4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,616,467	59,784	9,676,251
15 国庫支出金	3,009,385	161,556	3,170,941
16 県支出金	2,433,994	△28,964	2,405,030
18 寄附金	505,101	5,000	510,101
21 諸収入	213,398	20,166	233,564
22 市債	2,083,900	24,700	2,108,600
歳入合計	23,493,274	242,242	23,735,516

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	139,064	5,449	144,513
2 総 務 費	4,417,274	△30,379	4,386,895
3 民 生 費	6,210,157	35,213	6,245,370
4 衛 生 費	2,292,267	157,147	2,449,414
5 農 林 水 産 業 費	2,168,943	20,400	2,189,343
6 商 工 費	613,385	284	613,669
7 土 木 費	1,493,516	35,339	1,528,855
8 消 防 費	693,677	△761	692,916
9 教 育 費	2,046,306	14,550	2,060,856
12 諸 支 出 金	47,268	5,000	52,268
歳 出 合 計	23,493,274	242,242	23,735,516

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			5,449
23,000	100	5,000	△58,479
	7,800		27,413
104,091		19,966	33,090
3,775			16,625
			284
	16,400		18,939
	400	200	△1,361
1,726			12,824
			5,000
132,592	24,700	25,166	59,784

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	9,616,467	59,784	9,676,251
	1 地方交付税	9,616,467	59,784	9,676,251
	1 地方交付税	9,616,467	59,784	9,676,251

15	国庫支出金	3,009,385	161,556	3,170,941
	1 国庫負担金	1,752,367	54,594	1,806,961
	2 衛生費国庫負担金	63,369	54,594	117,963
	2 国庫補助金	1,248,762	106,962	1,355,724
	1 総務費国庫補助金	662,725	21,958	684,683
	3 衛生費国庫補助金	82,443	49,497	131,940
	5 教育費国庫補助金	27,086	2,507	29,593
	6 農林水産業費国庫補助金	0	33,000	33,000

16	県支出金	2,433,994	△28,964	2,405,030
	2 県補助金	1,616,550	△28,964	1,587,586
	4 農林水産業費県補助金	768,216	△29,225	738,991
	7 教育費県補助金	45,509	261	45,770

18	寄附金	505,101	5,000	510,101
	1 寄附金	505,101	5,000	510,101



11 地方交付税 - 18 寄付金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	59,784	普通交付税	59,784

1 予防接種対策費負担金	54,594	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	54,594
1 総務費補助金	21,958	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	21,958
1 保健衛生費補助金	49,497	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	49,497
1 小学校費補助金	553	公立学校情報機器整備費補助金	553
2 中学校費補助金	212	公立学校情報機器整備費補助金	212
4 社会教育費補助金	700	国宝重要文化財等保存・活用事業補助金	700
5 幼稚園費補助金	1,042	教育支援体制整備事業費補助金	1,042
1 水産業費補助金	33,000	海岸保全施設整備事業補助金	33,000

1 農業費補助金	3,153	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業 農地利用効率化等支援交付金 ながさき型スマート産地確立支援事業 長崎県経営開始資金 干害応急対策事業補助金	△15,704 15,219 388 750 2,500
2 林業費補助金	622	ながさき森林環境保全事業補助金	622
3 水産業費補助金	△33,000	海岸保全施設整備事業補助金	△33,000
3 社会教育費補助金	261	指定文化財保存整備事業補助金 21世紀まちづくり推進総合支援事業補助金	84 177


款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 指定寄附金	505,100	5,000	510,100

21	諸収入	213,398	20,166	233,564
	4 雑入	182,562	20,166	202,728
	3 雑入	179,572	20,166	199,738

22	市債	2,083,900	24,700	2,108,600
	1 市債	2,083,900	24,700	2,108,600
	1 辺地対策事業債	269,000	26,400	295,400
	2 過疎対策事業債	804,100	△12,200	791,900
	4 総務債	131,300	100	131,400
	5 民生債	58,500	7,800	66,300
	8 消防債	27,300	2,600	29,900

節		説明	
区分	金額		
1 指定寄附金	5,000	企業版ふるさと納税寄附金（観光課）	5,000

2 雑入（管財課）	19,966	市有建物災害共済金	19,966
28 雑入（消防本部）	200	消防団員安全装備品整備等助成金	200

1 辺地対策事業債	26,400	辺地対策事業	26,400
1 過疎対策事業債	△12,200	過疎対策事業	△12,200
1 一般単独事業債	100	公共施設等適正管理推進事業	100
3 一般単独事業債	7,800	公共施設等適正管理推進事業	7,800
1 防災対策事業債	6,700	防災基盤整備事業	6,700
2 緊急防災・減災事業債	△4,100	緊急防災・減災事業	△4,100

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	139,064	5,449	144,513				5,449
	1 議会費	139,064	5,449	144,513				5,449
	1 議会費	139,064	5,449	144,513				5,449

2	総務費	4,417,274	△30,379	4,386,895	23,000	100	5,000	△58,479
	1 総務管理費	4,050,059	△14,333	4,035,726	23,000	100	5,000	△42,433
	1 一般管理費	960,887	△13,427	947,460	1,042			△14,469
	5 財産管理費	251,599	0	251,599		100		△100
	6 企画費	1,798,235	222	1,798,457			5,000	△4,778

1 議会費 - 2 総務費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	2,636	一般職給 行政職給 (一般職) 2,636
3 職員手当等	1,831	扶養手当 336 通勤手当 通勤手当 (一般職) 105 期末手当 期末手当 (一般職) 775 勤勉手当 615
4 共済費	982	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 982
2 給料	△12,076	一般職給 行政職給 (一般職) △12,446 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職) 370
3 職員手当等	△1,291	扶養手当 720 住居手当 15 通勤手当 通勤手当 (一般職) △177 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム △74 管理職手当 1,320 期末手当 期末手当 (一般職) △2,211 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 405 勤勉手当 △1,969 児童手当 児童手当 (一般職) 680
4 共済費	△60	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △1,321 共済組合負担金 (特別職) 99 共済組合負担金 (会計年度任用職) 301 労働保険料 861
		(財源調整)
11 役務費	16	通信運搬費 プロバイダー料 16

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 情報管理費	502,919	△22,684	480,235				△22,684
8 地区事務所費	41,803	△474	41,329				△474
11 土地対策費	16,060	72	16,132				72
12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	350,055	21,958	372,013	21,958			
2 徴税费	218,002	△9,993	208,009				△9,993
1 税務総務費	173,270	△10,027	163,243				△10,027
2 賦課徴収費	44,732	34	44,766				34
3 戸籍住民基	77,324	△4,338	72,986				△4,338

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び 賃借料	206	使用料 テレビ視聴料 賃借料 宿舍借上料	6   200
12 委託料	△22,684	一般業務委託料 システム整備業務 情報システム運営等	  6,395 △29,079
2 給料	△276	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	 △276
3 職員手当等	△222	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム	 26  △248
4 共済費	24	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	 24
4 共済費	72	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	 72
18 負担金、補助 及び交付金	21,958	事業費補助金 老岐市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金 学校給食用食材費高騰対策補助金	  12,760 9,198
2 給料	△6,501	一般職給 行政職給（一般職）	 △6,501
3 職員手当等	△2,050	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	△43 246  29 △24  △1,424 △1,209  375
4 共済費	△1,476	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 △1,476
4 共済費	34	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	 34

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	本台帳費						
	1 戸籍住民基本台帳費	77,324	△4,338	72,986			△4,338
4	選挙費	50,689	△3,011	47,678			△3,011
	1 選挙管理委員会費	7,445	△3,011	4,434			△3,011
6	監査委員費	19,069	1,296	20,365			1,296
	1 監査委員費	19,069	1,296	20,365			1,296

3	民生費	6,210,157	35,213	6,245,370		7,800		27,413
	1 社会福祉費	3,316,366	37,219	3,353,585				37,219



節		金額	説明
区分			
2 給料	△2,547	一般職給 行政職給（一般職）	△2,547
3 職員手当等	△1,201	通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	35 △664 △572
4 共済費	△590	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△590
2 給料	△1,748	一般職給 行政職給（一般職）	△1,748
3 職員手当等	△793	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	△78 51 △425 △341
4 共済費	△470	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△470
2 給料	907	一般職給 行政職給（一般職）	907
3 職員手当等	△9	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	60 △291 △24 231 185 △170
4 共済費	398	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	398

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	1,255,853	3,477	1,259,330				3,477
2 社会福祉施設費	166,577	522	167,099				522
4 国民健康保険事業費	314,620	93	314,713				93
5 介護保険事業費	605,107	3,970	609,077				3,970

節		金額	説明
区分			
2 給料	2,460	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 医療職給（会計年度任用職）	3,120 1,858 △2,518
3 職員手当等	124	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	△600 104 △35 512 △132 525 △250
4 共済費	893	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）	1,043 △150
2 給料	△175	一般職給 医療職給（一般職） 行政職給（一般職）	△4,269 4,094
3 職員手当等	106	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	78 25 3
4 共済費	141	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）	77 64
10 需用費	450	修繕料 施設修繕料（その他）	450
4 共済費	93	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	93
2 給料	2,270	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	411 1,859
3 職員手当等	1,132	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職）	318 77 51 137

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 老人福祉施設費	285,418	20,060	305,478				20,060
7 後期高齢者医療費	576,932	9,097	586,029				9,097

節		説明	
区分	金額		
		期末手当（会計年度任用職）フルタイム	241
		勤勉手当	68
		児童手当	
		児童手当（一般職）	240
4 共 済 費	973	共済組合負担金	
		共済組合負担金（一般職）	455
		共済組合負担金（会計年度任用職）	518
22 償還金、利子 及び割引料	134	返納金	
		県支出金精算返納金	134
27 繰 出 金	△539	介護保険事業特別会計繰出金	△539
2 給 料	9,001	一般職給	
		行政職給（一般職）	7,021
		医療職給（一般職）	6,424
		会計年度任用職給	
		行政職給（会計年度任用職）	△62
		医療職給（会計年度任用職）	△4,382
3 職 員 手 当 等	5,369	扶養手当	300
		住居手当	228
		通勤手当	
		通勤手当（一般職）	160
		通勤手当（会計年度任用職）フルタイム	△176
		管理職手当	48
		期末手当	
		期末手当（一般職）	3,125
		期末手当（会計年度任用職）フルタイム	△1,110
		勤勉手当	2,599
		児童手当	
		児童手当（一般職）	165
		児童手当（会計年度任用職）フルタイム	30
4 共 済 費	3,805	共済組合負担金	
		共済組合負担金（一般職）	4,653
		共済組合負担金（会計年度任用職）	△848
10 需 用 費	1,885	修繕料	
		施設修繕料（その他）	1,885
2 給 料	5,585	一般職給	
		行政職給（一般職）	3,140
		会計年度任用職給	
		行政職給（会計年度任用職）	2,445
3 職 員 手 当 等	1,831	扶養手当	78
		通勤手当	
		通勤手当（一般職）	51
		通勤手当（会計年度任用職）フルタイム	86

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	児童福祉費	2,058,453	1,531	2,059,984		7,800		△6,269
	1 児童福祉総務費	269,799	4,939	274,738				4,939
	2 児童措置費	878,893	10,111	889,004				10,111
	3 母子福祉費	5,078	17	5,095				17
	4 保育所費	885,633	△13,536	872,097				△13,536

節		説明
区分	金額	
		期末手当 期末手当（一般職） 634 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 460 勤勉手当 522
4 共 済 費	1,681	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 986 共済組合負担金（会計年度任用職） 695
2 給 料	1,525	一般職給 行政職給（一般職） 1,784 医療職給（一般職） △259
3 職 員 手 当 等	2,438	扶養手当 558 通勤手当 通勤手当（一般職） 35 管理職手当 432 期末手当 期末手当（一般職） 549 勤勉手当 394 児童手当 児童手当（一般職） 470
4 共 済 費	976	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 976
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	10,111	返納金 国庫支出金精算返納金 10,111
4 共 済 費	17	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 17
2 給 料	△10,094	一般職給 行政職給（一般職） △1,999 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △5,707 現業職給（会計年度任用職） △2,388
3 職 員 手 当 等	△2,611	扶養手当 △40 通勤手当 通勤手当（一般職） 26 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △592 管理職手当 48 期末手当 期末手当（一般職） △566 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △1,366 勤勉手当 △491 児童手当 児童手当（一般職） 150

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 児童福祉施設費	19,050	0	19,050		7,800		△7,800
3 生活保護費	829,975	△3,556	826,419				△3,556
1 生活保護総務費	78,976	△3,556	75,420				△3,556
4 国民年金費	4,863	19	4,882				19
1 国民年金事務費	4,863	19	4,882				19

4 衛生費	2,292,267	157,147	2,449,414	104,091		19,966	33,090
1 保健衛生費	1,258,503	105,098	1,363,601	104,091			1,007
1 保健衛生総務費	459,629	1,007	460,636				1,007



節		説明	
区分	金額		
		児童手当（会計年度任用職）フルタイム	220
4 共 済 費	△831	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職） 共済組合負担金（公立学校）	△97 △1,047 313
		(財源調整)	
2 給 料	△2,448	一般職給 行政職給（一般職）	△2,448
3 職 員 手 当 等	△907	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	138 △255 △66 24 △427 △381 60
4 共 済 費	△201	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△201
4 共 済 費	19	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	19

2 給 料	443	一般職給 行政職給（一般職）	443
3 職 員 手 当 等	△33	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	△336 △11 △50 24 148 192

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	201,148	104,091	305,239	104,091			
2 清掃費	1,033,764	52,049	1,085,813			19,966	32,083
1 清掃総務費	53,299	1,064	54,363				1,064
2 塵芥処理費	631,534	49,319	680,853			19,966	29,353
4 合併処理浄化槽設置整備費	70,470	1,666	72,136				1,666

節		金額	説明	
区分				
4 共 濟 費	597	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）	591 6	
1 報 酬	713	会計年度任用職員報酬	713	
7 報 償 費	2,800	報償金（品） 謝礼金	2,800	
8 旅 費	32	費用弁償	32	
10 需 用 費	250	消耗品費	250	
11 役 務 費	2,068	通信運搬費 郵便料	2,068	
12 委 託 料	98,174	一般業務委託料 予防接種（任意接種分） 会場設営作業 新型コロナウイルス予防接種関連業務	54,594 8,912 34,668	
13 使用料及び 賃借料	54	賃借料 自動車借上料	54	
2 給 料	△46	一般職給 行政職給（一般職）	△46	
3 職 員 手 当 等	735	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	396 △210 △27 △24 207 123 270	
4 共 濟 費	375	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）	356 19	
10 需 用 費	6,837	消耗品費	6,837	
14 工 事 請 負 費	42,482	建設工事費（事業用資産） 改修工事		
2 給 料	199	一般職給 行政職給（一般職）	199	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

5	農林水産業費	2,168,943	20,400	2,189,343	3,775			16,625
	1 農業費	1,218,410	14,766	1,233,176	3,153			11,613
	1 農業委員会費	49,483	△410	49,073				△410
	2 農業総務費	95,200	△5,919	89,281				△5,919
	3 農業振興費	180,182	△3,197	176,985	653			△3,850

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	1,171	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	180 210  △69 △24  460 414
4 共 済 費	296	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 296

3 職員手当等	△432	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職）	△360  △72
4 共 済 費	22	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 22
2 給 料	△3,846	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	 △3,726  △120
3 職員手当等	△1,433	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）	96 270  △27 △69 24  △787 △22 △678  △240
4 共 済 費	△640	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）	 △669 29
18 負担金、補助 及び交付金	△3,197	事業費補助金 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業 経営開始資金 ながさき型スマート産地確立支援事業	 △19,632 750 466

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 畜産業費	297,522	△708	296,814				△708
5 農地費	596,023	25,000	621,023	2,500			22,500
2 林業費	50,117	622	50,739	622			
2 林業振興費	48,380	622	49,002	622			
3 水産業費	900,416	5,012	905,428				5,012
1 水産業総務費	149,586	3,307	152,893				3,307
3 漁港管理費	65,945	1,705	67,650				1,705

節		金額	説明	
区分				
			農地利用効率化等支援交付金	15,219
2 給 料	△196	一般職給 行政職給（一般職） 医療職給（一般職）		△217 21
3 職員手当等	△951	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）		△540  △139 △32  △240
4 共 済 費	439	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）		414 25
18 負担金、補助 及び交付金	25,000	事業費補助金 干害応急対策事業補助金		25,000
12 委 託 料	622	一般業務委託料 調査業務		622
2 給 料	1,882	一般職給 行政職給（一般職）		1,882
3 職員手当等	840	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職）		438  △129 398 253  △120
4 共 済 費	585	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		585
1 報 酬	206	附属機関委員報酬 港湾・漁港整備促進委員報酬		206
10 需 用 費	800	修繕料 施設修繕料（その他）		800
12 委 託 料	421	建設業務委託料（インフラ資産） 測量業務		421

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 漁港漁場整備費	124,838	0	124,838				

6	商工費	613,385	284	613,669				284
	1 商工費	613,385	284	613,669				284
	1 商工総務費	127,982	△2,723	125,259				△2,723
	2 商工振興費	195,400	3,007	198,407				3,007

7	土木費	1,493,516	35,339	1,528,855		16,400		18,939
	1 土木管理費	126,452	△1,874	124,578				△1,874
	1 土木総務費	126,452	△1,874	124,578				△1,874



節		説明	
区分	金額		
15 原材料費	278	維持補修材料費	278
		(財源調整)	

2 給料	△1,310	一般職給 行政職給 (一般職)	△1,310
3 職員手当等	△1,571	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) 管理職手当 期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職) 地域手当	△102 △32 △48 △474 △381 △520 △14
4 共済費	158	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) 共済組合負担金 (会計年度任用職)	125 33
14 工事請負費	3,007	建設工事費 (事業用資産) 改修工事	

2 給料	△1,452	一般職給 行政職給 (一般職) 会計年度任用職給 行政職給 (会計年度任用職)	1,208 △2,660
3 職員手当等	△318	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) 通勤手当 (会計年度任用職) フルタイム 管理職手当 期末手当 期末手当 (一般職) 期末手当 (会計年度任用職) フルタイム 勤勉手当 児童手当	△396 77 △120 △24 176 △500 269

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	道路橋りょう費	814,022	31,100	845,122		16,400		14,700
	2 道路橋りょう維持費	203,515	31,100	234,615				31,100
	3 道路橋りょう新設改良費	594,818	0	594,818		16,400		△16,400
3	河川費	56,231	200	56,431				200
	1 河川総務費	25,600	200	25,800				200
5	都市計画費	27,638	3,700	31,338				3,700
	2 公園費	25,933	3,700	29,633				3,700
6	下水道費	138,852	2,213	141,065				2,213
	1 公共下水道費	138,852	2,213	141,065				2,213

8	消防費	693,677	△761	692,916		400	200	△1,361
	1 消防費	693,677	△761	692,916		400	200	△1,361
	1 常備消防費	467,202	△789	466,413		△100		△689

節		説明
区分	金額	
		児童手当（一般職） 200
4 共 済 費	△104	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 630 共済組合負担金（会計年度任用職） △734
14 工 事 請 負 費	31,100	維持補修工事費 維持補修工事（道路橋りょう） （財源調整）
10 需 用 費	200	修繕料 施設修繕料（その他） 200
10 需 用 費	600	修繕料 施設修繕料（その他） 600
14 工 事 請 負 費	3,100	建設工事費（事業用資産） 改修工事
27 繰 出 金	2,213	下水道事業特別会計繰出金 公共下水道事業特別会計繰出金（基準外） 2,213

2 給 料	△1,510	一般職給 行政職給（一般職） △1,510
3 職 員 手 当 等	△151	扶養手当 204 住居手当 △599 通勤手当 通勤手当（一般職） △129 管理職手当 24 期末手当 期末手当（一般職） △112 勤勉手当 △139 児童手当

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 非常備消防費	96,456	28	96,484			200	△172
3 消防施設費	75,171	0	75,171		500		△500
4 防災費	31,848	0	31,848				

9	教育費	2,046,306	14,550	2,060,856	1,726			12,824
	1 教育総務費	222,924	7,207	230,131	765			6,442
	2 事務局費	160,692	6,285	166,977	765			5,520
	3 教育指導費	60,741	922	61,663				922

節		説明	
区分	金額		
		児童手当（一般職）	600
4 共 済 費	1,052	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	1,052
18 負担金、補助 及び交付金	△180	運営費補助金 防火委員会	△180
10 需 用 費	200	消耗品費 被服費	200
18 負担金、補助 及び交付金	△172	負担金 婦人消防隊福祉共済制度 運営費補助金 婦人消防隊活動費	△32 △140
		(財源調整)	
		(財源調整)	

2 給 料	3,298	一般職給 行政職給（一般職）	3,298
3 職 員 手 当 等	1,487	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 児童手当 児童手当（一般職） 調整手当 特地勤務手当 教員特別手当	192 206 655 515 60 △100 △31 △10
4 共 済 費	1,500	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（公立学校） 共済組合負担金（会計年度任用職）	1,380 101 19
10 需 用 費	△1,603	修繕料 施設修繕料（その他）	△1,603
14 工 事 請 負 費	2,525	除却工事 解体工事	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	小学校費	399,174	2,000	401,174				2,000
	1 学校管理費	316,901	2,000	318,901				2,000
3	中学校費	313,264	5,964	319,228				5,964
	2 教育振興費	57,767	5,964	63,731				5,964
4	幼稚園費	215,563	624	216,187				624
	1 幼稚園費	215,563	624	216,187				624
5	社会教育費	574,259	△2,882	571,377	961			△3,843
	1 社会教育総務費	99,647	△9,097	90,550				△9,097

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	2,000	建設工事費（事業用資産） 改修工事
18 負担金、補助 及び交付金	5,964	事業費補助金 市中学校体育連盟 5,964
2 給料	△173	一般職給 行政職給（一般職） △2,691 会計年度任用職給 医療職給（会計年度任用職） 2,518
3 職員手当等	162	扶養手当 60 住居手当 210 通勤手当 通勤手当（一般職） △120 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 117 期末手当 期末手当（一般職） △357 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 504 勤勉手当 △292 児童手当 児童手当（一般職） 40
4 共 済 費	635	共済組合負担金 共済組合負担金（公立学校） △202 共済組合負担金（会計年度任用職） 837
2 給料	△5,248	一般職給 行政職給（一般職） △5,248
3 職員手当等	△2,356	扶養手当 △474 通勤手当 通勤手当（一般職） △35 管理職手当 408 期末手当 期末手当（一般職） △1,354 勤勉手当 △1,081 児童手当 児童手当（一般職） 180
4 共 済 費	△1,493	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △1,493

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	4 公民館費	229,479	4,386	233,865				4,386
	5 図書館費	29,678	56	29,734				56
	6 文化財保護費	201,127	1,773	202,900	961			812
6	保健体育費	105,383	356	105,739				356
	1 保健体育総務費	105,383	356	105,739				356



節		金額	説明	
区分				
1 報 酬	209	会計年度任用職員報酬		209
2 給 料	2,476	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）		2,476
3 職 員 手 当 等	677	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 児童手当 児童手当（会計年度任用職）フルタイム		50 465 42 120
4 共 済 費	1,010	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料		858 152
8 旅 費	14	費用弁償		14
4 共 済 費	56	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）		56
4 共 済 費	18	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）		18
10 需 用 費	80	消耗品費 燃料費		60 20
12 委 託 料	990	一般業務委託料 雑草木伐採業務		990
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	291	賃借料 自動車借上料 機械類借上料 物品借上料		88 165 38
15 原 材 料 費	40	維持補修材料費		40
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	354	事業費補助金 指定文化財保護管理		354
2 給 料	183	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）		183
3 職 員 手 当 等	32	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 児童手当		27 35

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	7	学校給食費	215,739	1,281	217,020				1,281
		1 学校給食費	215,739	1,281	217,020				1,281

12		諸支出金	47,268	5,000	52,268				5,000
	1	公営企業費	47,268	5,000	52,268				5,000
		1 公営企業費	47,268	5,000	52,268				5,000

節		説 明	
区 分	金 額		
		児童手当（会計年度任用職）フルタイム	△30
4 共 済 費	141	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職）	141
3 職 員 手 当 等	112	扶養手当 期末手当 期末手当（一般職） 児童手当 児童手当（一般職）	60 12 40
4 共 済 費	69	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	69
10 需 用 費	1,100	修繕料 施設修繕料（その他）	1,100
27 繰 出 金	5,000	三島航路事業特別会計繰出金	5,000



# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	そ の 他 手 当	計				
補正後	長 等	3		23,232	3.25月分 7,304	2,185	32,721	3,227	35,948	
	議 員	16	59,460		3.25月分 18,005		77,465	18,756	96,221	
	その他	1,763	106,262				106,262		106,262	
	計	1,782	165,722	23,232	25,309	2,185	216,448	21,983	238,431	
補正前	長 等	3		23,232	3.25月分 7,304	2,185	32,721	3,128	35,849	
	議 員	16	59,460		3.25月分 18,005		77,465	18,756	96,221	
	その他	1,756	106,056				106,056		106,056	
	計	1,775	165,516	23,232	25,309	2,185	216,242	21,884	238,126	
比 較	長 等							99	99	
	議 員									
	その他	7	206				206		206	
	計	7	206				206	99	305	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一般職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(439) 562	415,251	1,790,524	1,126,416	3,332,191	637,330	3,969,521	
補正前	(436) 564	414,329	1,807,305	1,124,698	3,346,332	626,233	3,972,565	
比 較	(3) △ 2	922	△ 16,781	1,718	△ 14,141	11,097	△ 3,044	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	56,077	11,380	28,150	32,560	111,916	2,254	1,152	8,868	17,732	31,284
	補正前	54,834	11,556	28,799	32,560	111,916	2,254	1,152	8,868	17,732	29,076
	比 較	1,243	△ 176	△ 649							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	425,609	231,874	38,215	121,668	1,000	2,044	3,211	509	913	1,126,416
	補正前	427,803	232,763	35,885	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	1,124,698
	比 較	△ 2,194	△ 889	2,330			△ 100	△ 14	△ 31	△ 10	

## (1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	388		1,392,143	964,237	2,356,380	470,164	2,826,544	
補正前	388		1,402,520	960,874	2,363,394	461,086	2,824,480	
比 較			△ 10,377	3,363	△ 7,014	9,078	2,064	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	56,077	11,380	19,902	32,560	100,904	2,254	1,152	7,908	17,732	31,284
	補正前	54,834	11,556	19,792	32,560	100,904	2,254	1,152	7,908	17,732	29,076
	比 較	1,243	△ 176	110							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	287,745	231,874	34,120	121,668	1,000	2,044	3,211	509	913	964,237
	補正前	288,713	232,763	32,130	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	960,874
	比 較	△ 968	△ 889	1,990		△ 100	△ 14	△ 31	△ 10		

## (1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(439) 174	415,251	398,381	162,179	975,811	167,166	1,142,977	
補正前	(436) 176	414,329	404,785	163,824	982,938	165,147	1,148,085	
比 較	(3) △ 2	922	△ 6,404	△ 1,645	△ 7,127	2,019	△ 5,108	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			8,248		11,012			960		
	補正前			9,007		11,012			960		
	比 較			△ 759							
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	137,864		4,095							162,179
	補正前	139,090		3,755							163,824
	比 較	△ 1,226		340							△ 1,645



(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 10,377	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 10,377	職員の異動等に伴う分	△ 10,377
職員手当	3,363	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	3,363	職員の異動等に伴う分 扶養手当 1,243 住居手当 △ 176 通勤手当 110 管理職手当 2,208 期末手当 △ 968 勤勉手当 △ 889 児童手当 1,990 調整手当 △ 100 地域手当 △ 14 特地勤務手当 △ 31 教員特別手当 △ 10	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,235,417	19,381,099	2,112,200	2,305,119	19,188,180
(1) 総務	99,872	79,490	131,400	9,087	201,803
(2) 民生	49,252	46,419	66,300	6,229	106,490
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	954,328	818,063	175,000	138,760	854,303
(5) 商工	106,403	100,613	0	7,914	92,699
(6) 土木	424,841	377,981	201,800	59,746	520,035
(7) 公営住宅	871,461	1,039,051	108,200	30,270	1,116,981
(8) 消防	168,068	165,287	29,900	14,703	180,484
(9) 教育	909,468	854,761	44,500	82,284	816,977
(10) 辺地	1,818,873	1,797,523	389,800	248,357	1,938,966
(11) 過疎	6,630,075	6,811,127	965,300	771,653	7,004,774
(12) 合併特例	8,202,776	7,290,784	0	936,116	6,354,668
2. 災害復旧債	662,939	657,874	68,600	70,507	655,967
(1) 補助	271,902	272,507	24,700	32,945	264,262
(2) 単独	391,037	385,367	43,900	37,562	391,705
3. その他	6,331,129	6,257,309	400,000	532,454	6,124,855
(1) 臨時財政対策債	6,296,105	6,222,285	400,000	532,454	6,089,831
(2) 減収補填債	35,024	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合計	27,229,485	26,296,282	2,580,800	2,908,080	25,969,002

令和4年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第2号)

老 岐 市



## 議案第 4 3 号

### 令和 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 405 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,646,729 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		1	405	406
	1 繰越金	1	405	406
歳入	合計	3,646,324	405	3,646,729

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸 支 出 金		5,215	405	5,620
	1 償還金及び還 付 加 算 金	5,214	405	5,619
歳 出	合 計	3,646,324	405	3,646,729





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰越金	1	405	406
歳入合計	3,646,324	405	3,646,729

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
8 諸 支 出 金	5,215	405	5,620
歳 出 合 計	3,646,324	405	3,646,729

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		405	
		405	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
7	繰越金	1	405	406
	1 繰越金	1	405	406
	1 その他繰越金	1	405	406

7 繰越金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 その他繰越金	405	その他繰越金 405

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8	諸支出金	5,215	405	5,620			405	
	1 償還金及び 還付加算金	5,214	405	5,619			405	
	6 特定健康診 査等負担金 償還金	1	405	406			405	

8 諸支出金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子 及び割引料	405	償還金 特定健康診査等負担金償還金 405

令和4年度

介護保険事業特別会計補正予算書

(第1号)

老 岐 市





## 議案第 4 4 号

### 令和 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,679 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,717,551 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,003,783	△1,078	1,002,705
	2 国庫補助金	418,106	△1,078	417,028
4 支払基金交付金		956,286	△1,365	954,921
	1 支払基金交付金	956,286	△1,365	954,921
5 県支出金		532,901	△539	532,362
	1 県負担金	532,901	△539	532,362
7 繰入金		572,951	△539	572,412
	1 一般会計繰入金	546,834	△539	546,295
8 繰越金		700	50,863	51,563
	1 繰越金	700	50,863	51,563
9 諸収入		5	3,337	3,342
	2 雑入	3	3,337	3,340
歳 入	合 計	3,666,872	50,679	3,717,551

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		317,495	△4,575	312,920
	2 一般介護 予防事業費	56,459	△5,059	51,400
	3 包括的支援事 業・任意事業費	89,754	484	90,238
6 諸 支 出 金		700	55,254	55,954
	1 償還金及び還 付加算金	700	55,254	55,954
歳 出	合 計	3,666,872	50,679	3,717,551



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,003,783	△1,078	1,002,705
4 支払基金交付金	956,286	△1,365	954,921
5 県支出金	532,901	△539	532,362
7 繰入金	572,951	△539	572,412
8 繰越金	700	50,863	51,563
9 諸収入	5	3,337	3,342
歳入合計	3,666,872	50,679	3,717,551

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 地 域 支 援 事 業 費	317,495	△4,575	312,920
6 諸 支 出 金	700	55,254	55,954
歳 出 合 計	3,666,872	50,679	3,717,551

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
△1,617		△2,958	
		55,254	
△1,617		52,296	



## 2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,003,783	△1,078	1,002,705
	2 国庫補助金	418,106	△1,078	417,028
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	56,935	△1,264	55,671
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	26,085	186	26,271
4	支払基金交付金	956,286	△1,365	954,921
	1 支払基金交付金	956,286	△1,365	954,921
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	61,490	△1,365	60,125
5	県支出金	532,901	△539	532,362
	1 県負担金	532,901	△539	532,362
	2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	28,467	△632	27,835
	3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	13,042	93	13,135
7	繰入金	572,951	△539	572,412
	1 一般会計繰入金	546,834	△539	546,295
	1 一般会計繰入金	546,834	△539	546,295
8	繰越金	700	50,863	51,563
	1 繰越金	700	50,863	51,563
	1 繰越金	700	50,863	51,563
9	諸収入	5	3,337	3,342
	2 雑入	3	3,337	3,340
	3 過年度収入	0	3,337	3,337

3 国庫支出金 - 9 諸収入  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	△1,264	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	△1,264
1 現年度分	186	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	186
1 現年度分	△1,365	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	△1,365
1 現年度分	△632	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金	△632
1 現年度分	93	地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	93
1 一般会計繰入金	△539	一般会計繰入金（給付費）	△539
1 繰越金	50,863	前年度繰越金	50,863
1 過年度収入	3,337	支払基金交付金	3,337

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	地域支援事業費	317,495	△4,575	312,920	△1,617		△2,958	
2	一般介護予防事業費	56,459	△5,059	51,400	△1,896		△3,163	
	1 一般介護予防事業費	56,459	△5,059	51,400	△1,896		△3,163	
3	包括的支援事業・任意事業費	89,754	484	90,238	279		205	
	1 包括的支援事業・任意事業費	89,754	484	90,238	279		205	

6	諸支出金	700	55,254	55,954			55,254	
1	償還金及び還付加算金	700	55,254	55,954			55,254	

3 地域支援事業費 - 6 諸支出金  
(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	△2,045	一般職給 行政職給 (一般職) △2,858 医療職給 (一般職) 813	
3 職員手当等	△2,272	扶養手当 △900 通勤手当 通勤手当 (一般職) △39 期末手当 期末手当 (一般職) △564 勤勉手当 △314 児童手当 児童手当 (一般職) △455	
4 共済費	△742	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △742	
2 給料	△401	一般職給 行政職給 (一般職) △401	
3 職員手当等	907	扶養手当 60 住居手当 210 通勤手当 通勤手当 (一般職) 35 時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職) 400 期末手当 期末手当 (一般職) △53 勤勉手当 △70 児童手当 児童手当 (一般職) 325	
4 共済費	△22	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △22	

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2 償還金	0	55,254	55,254			55,254	

6 諸支出金  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子 及び割引料	55,254	返納金	
		国庫支出金精算返納金	27,844
		県支出金精算返納金	11,058
		支払基金精算返納金	16,352

# 給 与 費 明 細 書

介護保険事業特別会計 保険事業勘定

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(7) 10	4,297	34,145	21,533	59,975	11,288	71,263	
補正前	(7) 11	4,297	36,591	22,898	63,786	12,052	75,838	
比 較	△ 1		△ 2,446	△ 1,365	△ 3,811	△ 764	△ 4,575	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	798	450	541		2,800			7,298	5,664	865
	補正前	1,638	240	545		2,400			7,915	6,048	995
	比 較	△ 840	210	△ 4		400			△ 617	△ 384	△ 130
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後	3,117									21,533
	補正前	3,117									22,898
	比 較										△ 1,365

## (1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	10		34,145	21,131	55,276	11,250	66,526	
補正前	11		36,591	22,496	59,087	12,014	71,101	
比 較	△ 1		△ 2,446	△ 1,365	△ 3,811	△ 764	△ 4,575	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	798	450	541		2,800			6,896	5,664	865
	補正前	1,638	240	545		2,400			7,513	6,048	995
	比 較	△ 840	210	△ 4		400			△ 617	△ 384	△ 130
の 内 訳	区 分	退職手当	食料手当								職員手当合計
	補正後	3,117									21,131
	補正前	3,117									22,496
	比 較										△ 1,365



## (1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(7)	4,297		402	4,699	38	4,737	
補正前	(7)	4,297		402	4,699	38	4,737	
比 較								

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後								402		
	補正前								402		
	比 較										
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後										402
	補正前										402
	比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,446	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,446	職員の異動等に伴う分	△ 2,446
職員手当	△ 1,365	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,365	職員の異動等に伴う分 扶養手当 △ 840 住居手当 210 通勤手当 △ 4 時間外勤務手当 400 期末手当 △ 617 勤勉手当 △ 384 児童手当 △ 130	

令和4年度

下水道事業特別会計補正予算書

(第1号)

壱 岐 市



## 議案第 45 号

### 令和 4 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,213 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 410,908 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		230,964	2,213	233,177
	1 一般会計繰入金	230,964	2,213	233,177
歳入合計		408,695	2,213	410,908

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		240,995	2,213	243,208
	1 管理費	85,827	2,213	88,040
2 漁業集落排水整備事業費		167,500	0	167,500
	2 施設整備費	53,127	0	53,127
歳出合計		408,695	2,213	410,908





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	230,964	2,213	233,177
歳入合計	408,695	2,213	410,908

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費	240,995	2,213	243,208
2 漁業集落排水整備事業費	167,500	0	167,500
歳 出 合 計	408,695	2,213	410,908

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			2,213
			2,213

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	230,964	2,213	233,177
	1 一般会計繰入金	230,964	2,213	233,177
	1 一般会計繰入金	230,964	2,213	233,177

6 繰入金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,213	一般会計繰入金（公共下水） 2,213

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1	下水道事業費	240,995	2,213	243,208				2,213	
	1	管理費	85,827	2,213	88,040				2,213
		1 一般管理費	34,072	2,213	36,285				2,213

2	漁業集落排水整備事業費	167,500	0	167,500				
	2	施設整備費	53,127	0	53,127			
		1 施設整備費	53,127	0	53,127			

1 下水道事業費 - 2 漁業集落排水整備事業費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	648	一般職給 行政職給 (一般職)	648
3 職員手当等	1,053	扶養手当 通勤手当 通勤手当 (一般職) 期末手当 期末手当 (一般職) 勤勉手当 児童手当 児童手当 (一般職)	480 96 224 113 140
4 共済費	512	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職)	512

12 委託料	△4,000	建設業務委託料 (インフラ資産) 設計業務	△4,000
14 工事請負費	4,000	建設工事費 (インフラ資産) 改修工事	4,000

# 給 与 費 明 細 書

下水道事業特別会計

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(1) 3	1,001	11,946	8,332	21,279	4,196	25,475	
補正前	(1) 3	1,001	11,298	7,279	19,578	3,684	23,262	
比 較			648	1,053	1,701	512	2,213	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	480		292		1,300		408	2,709	2,040	140
	補正前			196		1,300		408	2,485	1,927	
	比 較	480		96					224	113	140
の 内 訳	区 分	退 職 手 当	食 料 手 当								職 員 手 当 合 計
	補正後	963									8,332
	補正前	963									7,279
	比 較										1,053



## (1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	3		11,946	8,131	20,077	4,176	24,253	
補正前	3		11,298	7,078	18,376	3,664	22,040	
比 較			648	1,053	1,701	512	2,213	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	480		292		1,300		408	2,508	2,040	140
	補正前			196		1,300		408	2,284	1,927	
	比 較	480		96					224	113	140
の 内 訳	区 分	退職手当	食料手当								職員手当合計
	補正後	963									8,131
	補正前	963									7,078
	比 較										1,053

## (1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(1)	1,001		201	1,202	20	1,222	
補正前	(1)	1,001		201	1,202	20	1,222	
比 較								

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後								201		
	補正前								201		
	比 較										
の 内 訳	区 分	退職手当	食料手当								職員手当合計
	補正後										201
	補正前										201
	比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	648	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	648	職員の異動等に伴う分	648
職員手当	1,053	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,053	職員の異動等に伴う分 扶養手当 480 通勤手当 96 期末手当 224 勤勉手当 113 児童手当 140	

令和4年度

三島航路事業特別会計補正予算書

(第1号)

壱岐市



## 議案第46号

### 令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,672千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		47,268	5,000	52,268
	1 一般会計繰入金	47,268	5,000	52,268
歳 入	合 計	120,672	5,000	125,672

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費		120,150	5,000	125,150
	1 運 航 管 理 費	120,150	5,000	125,150
歳 出	合 計	120,672	5,000	125,672





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	47,268	5,000	52,268
歳入合計	120,672	5,000	125,672

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費	120,150	5,000	125,150
歳 出 合 計	120,672	5,000	125,672

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			5,000
			5,000

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	47,268	5,000	52,268
	1 一般会計繰入金	47,268	5,000	52,268
	1 一般会計繰入金	47,268	5,000	52,268

4 繰入金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	5,000	一般会計繰入金 5,000

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	運航費	120,150	5,000	125,150				5,000
	1 運航管理費	120,150	5,000	125,150				5,000
	2 業務管理費	45,650	5,000	50,650				5,000

1 運航費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	5,000	燃料費 1,500 修繕料 施設修繕料（その他） 3,500



令和4年度

農業機械銀行特別会計補正予算書

(第1号)

壱 岐 市



## 議案第 4 7 号

### 令和 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,814 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128,515 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		1	22,814	22,815
	1 繰 越 金	1	22,814	22,815
歳 入	合 計	105,701	22,814	128,515

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		104,690	22,814	127,504
	1 総務管理費	104,690	22,814	127,504
歳 出	合 計	105,701	22,814	128,515



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	22,814	22,815
歳入合計	105,701	22,814	128,515

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	104,690	22,814	127,504
歳 出 合 計	105,701	22,814	128,515



(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			22,814
			22,814

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰越金	1	22,814	22,815
	1 繰越金	1	22,814	22,815
	1 繰越金	1	22,814	22,815

4 繰越金  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	22,814	前年度繰越金 22,814

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	104,690	22,814	127,504				22,814
	1 総務管理費	104,690	22,814	127,504				22,814
	1 一般管理費	104,690	22,814	127,504				22,814

1 総務費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	6,005	消耗品費	4,000
		燃料費	1,000
		修繕料	
		物品修繕料	1,005
17 備品購入費	16,809	一般備品購入費	
		機械器具費	

令和4年度

壱岐市水道事業会計補正予算書

(第2号)

壱 岐 市



## 議案第48号

### 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算中第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公用車購入	令和5年度	4,170千円
水道事業公会計システム保守業務	令和5年度	1,650千円

令和4年9月7日提出

壱岐市長 白 川 博 一





## 補正予算（第2号）に関する説明書

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額	
		期 間	金 額
公用車購入	4,170	-	-
水道事業公会計システム 保守業務	1,650	-	-

(単位：千円)

当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	国 県 支出金	企業債	その他	一般財源
令和5年度	4,170	-	-	-	4,170
令和5年度	1,650	-	-	-	1,650